

令和7年度沼津市ふるさと納税返礼品レシピ作成等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「令和7年度沼津市ふるさと納税返礼品レシピ作成等業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和7年度沼津市ふるさと納税返礼品レシピ作成等業務委託

2 業務目的・概要

本業務は、返礼品のリピー率向上及び本市のシティプロモーションを図るため、ふるさと納税人気返礼品を使用した「ふるさと納税返礼品レシピ」（以下「レシピ」という。）を考案し、さらに、レシピの紹介動画及びレシピの紹介冊子データを制作することを目的とする。

3 業務内容

(1) 沼津市ふるさと納税返礼品（以下、「返礼品」という。）を使用したレシピの考案

ア 返礼品6種を使用したレシピを作成すること

使用する返礼品は以下を想定しているが、契約後、沼津市と協議して返礼品を決定すること

（想定返礼品）干物（あじ、さば、金目鯛、ホッケ）、茶葉、みかん

※みかんは、冷凍みかんを活用する予定。

イ 返礼品1種につき、簡単レシピ（調理時間20分程度）、本格レシピ（調理時間45分程度）の2種類、全12種類のレシピを作成すること

ウ 一般的な調理器具や調味料を使うなど、一般家庭で作ることができるレシピとすること

エ 作成にあたっては、本市と協議のうえ内容、校正回数等を決定すること

(2) レシピの冊子デザイン制作

ア 全8ページ（A4）とし、1ページに返礼品1種2レシピ（簡単レシピ・本格レシピ）を編集すること

イ 表紙及び裏表紙は、寄附者が継続して応援していただけるよう、本市の魅力が伝わるデザインとすること

ウ 編集にあたっては、本市と協議のうえ、内容、校正回数等を決定すること

(3) レシピの調理動画の制作

考案する12種類のレシピの調理方法の動画を制作すること

※調理に使用する返礼品は、本市から提供する。

ア 動画はいずれも1分以内で編集すること

- イ 各動画については、サイト上に掲載するサムネイル画像も合わせて制作すること
- ウ 本市が有するInstagram等SNSに動画を掲載できる体制とすること
- エ 作成にあたっては、本市と協議のうえ内容、校正回数等を決定すること

(4) その他

(1)～(3)で使用する返礼品のみ、本市から提供する。その他必要な調理器具、調味料、食器等については、受託者が用意すること。

4 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日(火)まで

※ただし、レシピの冊子デザイン制作は令和7年8月22日(金)を納期とすること。

5 成果品等

- (1) 業務委託完了報告書の提出（打合せ記録含む）
- (2) 全ての動画を収録したDVD-R 1枚
一般的な家庭用プレーヤー及びDVD プレーヤー付パソコンでの再生が可能なデータ形式とすること
- (3) 汎用動画編集ソフトで編集可能な原板動画データおよびサムネイルデータ 各12データ

動画は、以下のブラウザに対応しているフォーマットでデータ提出すること

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Mozilla Firefox
- ・Apple Safari
- ・Apple Mobile Safari
- ・Android Browser

サムネイルは、illustrator及びPng形式で提出すること

- (4) レシピ冊子データ
ファイル形式：illustrator及びPDF形式
- (5) その他、市が必要と判断した資料

6 特記事項

- (1) 本業務における成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は沼津市に属するものとし、利用及び複製、再編集は沼津市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- (3) 本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が

生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、沼津市に何らかの損害をあたえたときはその損害を賠償するものとする。

- (4) 受託者は、成果品について、沼津市及び沼津市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作人格権を行使しない。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は個人情報保護に関する法律及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。